

県学警連だより No.139

令和7年11月6日



熊本県学警連事務局
熊本県教育庁
学校安全・安心推進課
熊本県警察本部
生活安全企画課

児童ポルノの所持、要求、拡散事案が多発!!

熊本県内の複数の学校で、児童ポルノの所持、要求、拡散等の事案が発生しています。これらの行為は、18歳未満の少年でも犯罪となり、警察に捕まるだけでなく、一旦、インターネットに流出すると全てを削除することは困難です。

各学校におかれましては、情報モラル教室等により、子供たちへインターネットやSNSの危険性について御指導いただいていると思いますが、再度、注意喚起をお願いします。また、保護者に対しても、子どもたちのスマートフォン等の適切な使い方、管理について注意喚起を促してください。

※「児童ポルノ」とは、18歳未満の児童のわいせつな写真、動画やデータのことです。

中・高校生で多発していますが、非行の低年齢化により、小学生の事案発生も危惧されます。小学校でも注意喚起をお願いします。

このような行為は、少年でも警察に捕まります



あなたのスマホに児童ポルノの画像を保存していませんか？

中学生だから捕まらないでしょ
保存するだけなら捕まらないでしょ



違反です！児童ポルノ禁止法の所持罪に該当するおそれがあります！
【罰則】
1年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金が科せられます。



彼女などに裸の写真を送らせたことはありませんか？

彼女だし、
他の人には見せないからいいでしょ



違反です！児童ポルノ禁止法の製造罪に該当するおそれがあります！
【罰則】
3年以下の拘禁刑または
300万円以下の罰金が科せられます。



友達からもらった児童ポルノの画像を他の友達に送っていませんか？

友達がほしがっているし
1人だけなら大丈夫だろう



違反です！児童ポルノ禁止法の提供罪に該当するおそれがあります！
【罰則】
3年以下の拘禁刑または
300万円以下の罰金が科せられます。



裸の画像を送ってもらうよう頼んだことはありませんか？

頼んだだけで実際に画像を
もらってないから捕まらないでしょ



違反です！
熊本県少年保護育成条例の要求罪に該当するおそれがあります！
【罰則】
30万円以下の罰金が科せられます。



児童ポルノは、『持っているだけ』
『要求するだけ』でも犯罪です！！

学校でこのような事案を把握した際は、最寄りの警察署
または肥後っ子サポートセンターまで連絡してください。



熊本県警察本部生活安全企画課 肥後っ子サポートセンター

【肥後っ子テレホン】 電話 0120-02-4976(オ- ニックリ ヨカロ) 携帯電話からは、096-384-4976

※相談受付
平日 8:30-17:15

熊本県警察ホームページQRコード



SNS非行、被害防止啓発YouTube動画のQRコード
『ゆっぴーと学ぼう!! あんしんネットスクール』

